

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部観光振興課
委託業務番号	令和4年度長観振第31号
委託業務名称	令和4年度長浜市地域通訳案内士養成業務
委託業務場所	長浜市
業務の概要	長浜市を訪れる外国人旅行者の増加に対応できるよう、長浜市内において長浜市に関する十分な知識を持ち通訳ガイドができる人材を確保するため、通訳案内士法(昭和24年第210号)第54条の規定により定めた長浜市地域通訳案内士育成等計画に基づき、研修、口述試験等を実施する。
履行期間	令和4年5月18日から令和5年3月31日まで
契約年月日	令和4年5月17日
契約額(税込)	1,500,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市北船町3番24号 えきまちテラス長浜 [商号又は名称] 公益社団法人長浜観光協会
契約相手方の選定理由	当委託業務は、インバウンドの受け入れ体制の充実や情報発信を行うものであるため、地域の事業者と一体的な推進が不可欠である。公益社団法人長浜観光協会は、長浜市を中心とした観光に関する事業を行い、住みよい地域づくりと文化及び経済の振興に寄与することを目的とし、それに賛同する会員で構成されており、インバウンドを含めた観光事業を推進する唯一の団体であり、地方自治法施行令第167条の第1項第2号に該当するため。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>